

東京都知事舛添要一君の公私混同問題に関する調査特別
委員会設置要綱（案）

1 名称

東京都知事舛添要一君の公私混同問題に関する調査特別委員会

2 委員会の法的根拠

地方自治法第98条第1項、同法第100条第1項から第8項まで及び第10項に基づく調査を行うため、同法第109条第1項及び東京都議会委員会条例第4条により特別委員会を設置する。

3 調査事項

東京都知事舛添要一君の公私混同問題に関する次の事項

- (1) 舛添知事の海外出張の状況
- (2) 舛添知事の公用車使用の状況
- (3) 舛添知事の公務、政務による講演及び講演料の状況
- (4) 舛添知事の視察の状況
- (5) 舛添知事の政治資金の状況
- (6) 佐々木善三、森本哲也両弁護士による調査報告書の作成の経過
- (7) その他調査に必要な事項

4 委員会組織

委員は39名とし、議長指名による。委員長1名、副委員長3名、理事6名を置く。

5 調査期限

本調査が終了するまでとし、閉会中も調査を行うことができる。

6 調査経費

300万円とする。